

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 阿波自助社「通諭書」事件裁判関係史料  |
| Sub Title        | Documents of the trial on political offenses of Awa-Jijo-Sha in 1877  |
| Author           | 手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)   |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 1982  |
| Jtitle           | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.55, No.8 (1982. 8) ,p.88- 110  |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 資料  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19820828-0088">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19820828-0088</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

阿波自助社「通論書」事件裁判関係史料

手塚 豊

解題

ここに紹介する資料は、明治八年六月、徳島における自由民権政社の自助社（明治七年九月設）が、同年四月の「立憲政体樹立の詔」に対し、それを民権運動の宣伝に利用するため、そうした趣旨での注釈をほどこしたいいわゆる「通論書」を印刷、配布したため、翌九年九月、大審院において朝憲紊乱すなわち国事犯を以て関係者四名が処罰された事件に関する裁判史料である。

この事件に関しては、すでに早く戦前から、徳島地方においては、それにふれた文献が出ている。例えば大正十一年二月二十日・徳島日日新聞に連載中の「阿波近古史談」<sup>(1)(2)</sup>において「県庁側では官権擁護の点から自助社を圧迫するを主眼として一面には通論書印刷配布を朝憲紊乱にあてはめて井上高格以下を夫々禁獄一年又は二年に

処せしめ云々<sup>(3)</sup>とあるのをはじめ、昭和三年に出版された「阿波人物鑑」の附録「近古史談」中の井上高格の項に<sup>(4)</sup>、

明治七年四月四日の詔勅発布に逢ひ自助社の連中は、此の詔勅に対し、解釈めいたる通論書を出版して一般に配布した。此の通論書は時の政府に於て朝憲を紊乱するものであると認められ、井上氏以下の自助社幹部は逮捕せられ、拘禁せられ、東京<sup>(5)</sup>裁判所に移され、糺弾の結果は、

禁獄一年 井上高格 同二年 湯浅直通 二年 新居敦次  
郎 一坂俊太郎 高井幸雄

と云ふ嚴罰に処せられた。此の自助社事件は当時阿波の国事犯事件と云ふて有名なものであつた。（中略）徳島自助社の幹部の人々が禁錮二年に処せられたのに、首領である井上氏が禁錮一年と云ふ、今から見れば合点の行かぬ所である。サレド当時通

論書を作為出版したのは、新居、一坂等の少壮血氣の連中であつたから、当面の担任者を重く所罰したものであつたらしい。去れ故に、井上氏の云渡には「作為出版」の四字が無く、他は同文であつたと云ふ。

とあり、また同書の「新居敦次郎」の項に、

自助社が頒布した通諭書なるものが、時の官憲の忌諱に触れ、明治九年九月十三日付を以て、敦二郎氏は、左の如き刑罰を受けたのである。

其方儀明治八年四月十四日の詔書に付一己の妄想を以て私に通諭書を作為し出版流布に及ぶ段国体を憚らず施政上の妨害に至る可き事を醸せし科に依り禁獄二年可申付の処  
明治九年七月十八日口供審結の日より起算し滞獄二十日以外二十七日を過るを以て禁獄一年三百三十八日申付る者也

#### 大 審 院

(中略)徳島自助社の幹部連から、出版頒布した通諭書なるものが、朝憲紊乱と認められた結果、折角に元老院書記生となつた敦次郎は、明治八年十二月十日を以て其本官を免ぜられ、九年九月十三日に上記の如き大審院から所罰の申渡を受けたものである。

そして大審院申渡の末句に、左の如き文句が付け加へられてあつた。

明治八年十二月十二日東京裁判所に自首すと雖も既に通諭書を流布せし以上は消滅すべからざるを以て首免を与ふ

阿波自助社「通諭書」事件裁判関係史料

るの限りにあらず

とあるのが、それである。この「近古史談」の記述で、「通諭書」事件裁判の概要、すなわち判決日並びに関係者の氏名と、その量刑などが(判決文は新居関係だけであるが)、始めて明らかになつたものと思われる。

しかし、問題の「通諭書」なるものの内容を伝える文献は、戦前には遂に現われなかつた。

戦後の昭和二十八年、「徳島市民文化」に掲載された羊我山人(飯田義資)「井上高格小伝」は、自助社関係の記述の中で自助社創立の趣意書といふべき貴重な文書をはじめて引用紹介されているが、「通諭書」事件の記述は、前掲の「近古史談」の記事以上にはでていない。したがつて、「通諭書」の真の起草者は一坂、新居ではなく、賀川純一であるという「近古史談」の説もそのまま踏襲されている。

ところが、それから二年を経た頃、三原高校に勤務しておられた菊川兼男氏が、自宅の古文書を整理中「明治八年四月十四日ノ勅詔之写」(和半紙十枚)という写本を発見され、これがいわゆる「通諭書」であることを確認し、三十年十月と三十一年二月の「三原文化」第九号と第十号に「自助社の自由民権運動」を連載され、「通諭書」の全文は、その第十号に覆刻発表されたのである。

このように、「通諭書」の内容が明らかになつたことから、通諭書事件は、俄然、徳島の郷土史家のみならず、一般の近代史家の注目を浴びることになった。

先ず徳島におられた佃実夫氏は、同年秋、雑誌「広場」に「徳島における自由思想の伝統と断絶」を書き、その中で菊川氏による通論書の実物発見のことにもふれて、通論書事件に論及<sup>(14)</sup>、さらに、同年十二月、佃氏は徳島県近代史研究会を組織し、その機関誌「徳島近代史研究」第一号を発行、その中で「自助社の『通論書』について」という解説を書き、菊川本にもつき通論書の全文を覆刻された。<sup>(16)</sup><sup>(17)</sup><sup>(18)</sup>

さらに昭和三十三年の春、遠山茂樹氏は「明治史料通信」第四号に「阿波の自助社について」を書き、菊川氏による通論書原本の発見を報ずると共に通論書事件についても簡単に論及し、<sup>(19)</sup>また同年発行の「日本近代史辞典」に後藤清氏が書かれた「自助社」の項には、関係者が通論書事件で罪に問われたことが簡単に述べられており、参考文献に菊川氏の前掲論文を掲げている。<sup>(20)</sup>

昭和三十五年、稻田正次氏は「明治憲法成立史」上巻において、通論書の問題を採りあげ、菊川氏から提供の通論書写真版によつてその重要箇所を紹介し、また、「大木喬任文書」所収の「自助社通論書頒布一件」の一部を引用し、通論書どの点が裁判において問題になつたかを考察された。<sup>(21)</sup><sup>(22)</sup>これは、通論書事件裁判の研究が、新史料の引用により一歩前進したことを意味するものであつた。

このように通論書並びに通論書事件は、一般明治史の舞台にも漸く登場するに至つたのである。

その後、徳島の郷土史関係の文献で、通論書の問題を採りあげるものはきわめて多い。また、内藤正中氏の「自由民権運動の研究」

(昭和四十七年)は、阿波自助社の創立から解散までの経過を取扱うと共に、通論書事件にも言及されている。<sup>(23)</sup>しかし、これらの著書、論文のほとんど全部についていえることは、通論書事件の裁判に関する件は、戦前の文献である前掲「阿波近世史談」の記述を凌駕するものではなく、わずかに若干の文献が、稲田氏紹介の「自助社通論書頒布一件」をささやかに利用しているにすぎないことである。<sup>(24)</sup>

ここで、前掲「近古史談」にみえている裁判関係の事項を、整理してみると、

(1) 大審院判決日は、明治九年九月十三日で、関係者の量刑は、井上高格が禁獄一年、新居敦次郎、一坂俊太郎、湯浅直通、高井幸雄が禁獄二年であること。

(2) 判決文は、新居の分だけが、全文判明している。井上については「作為出版」の四字がなく、他は同文であつたとする。

(3) 通論書の起草者は、判決の結果では、新居、一坂らとされたが、実際は賀川純一であつたとする。

通論書事件を取扱つた文献は、この「近古史談」の記事をそのまま継承しているものが非常に多い。<sup>(25)</sup>ところが、大木文書の前掲「自助社通論書頒布一件」中の文書の中には、高井幸雄の名が全くみあたらない。また、それによると、賀川は東京において通論書再刷の斡旋をしたにすぎないとしている(青木判事の裁判見込案および判案第十條・本稿九五頁、九七頁等参照)。それがためこの大木文書を参照した研究論考では、高井は被告の一人ではなかつたとし、<sup>(26)</sup><sup>(27)</sup>また、賀川の執筆説を否定した<sup>(28)</sup>ものも多い。

賀川が眞の執筆者であつたか否かの点は、たとえ裁判の結果がそれを否定していたとしても、なお疑う余地もないわけではないから、ここで早急の断定は避けたい。

しかし、通論書事件の処罰者中に、高井幸雄が加つていたか否かの点は、事実問題として極めて重要である。これまで、それすら明らかでなかつたということは、通論書事件裁判研究の驚くべき立ちおくれを物語るものであらう。

ここに、私が現在までに知りえた裁判関係の原資料を、覆刻、発表する所以である。以下、各資料について簡単な解題を附しておく。

(A) 国立国会図書館蔵「自助社通論書頒布一件」(大木喬任文書)

すでに述べたごとく、この資料は、稲田氏によつてはじめて紹介されたもので、その後、通論書事件を取扱う論考で、この文書を利用したものもすくなくない。しかし、その全文を覆刻したものはない。

(1) 裁判見込案

青木信寅判事が、賀川純一の無罪説を述べた意見書である。これによると賀川は、東京において通論書再版のことを新居から委託されたのみであつたとしている。

(2) 題名のない文書であるが、縣信緝判事の判決文私案である。この私案は結局採用されてはいない。

(3) 判案

阿波自助社「通論書」事件裁判関係史料

北島治房、青木信寅、沢簡徳、縣信緝の四判事が連名の文書で、通論書の主要部分について、被告らの弁明と、それに対する裁判所側の所見をまとめ、且つ各被告の通論書出版に果たした役割を詳しく記録している。若干の個所につけられた附箋は、別意見である。「荒木」とあるのは、荒木博臣判事である。末尾に附された判決文案によると、賀川純一も「従犯」としての責任をみとめている。大審院内には、彼を有罪とする見解も相当あつたことを物語つている。しかし、この文案は結局採用されなかつたものである。

なお、この「判文」の起草日は明らかでないが、北島治房が大審院判事に就任したのは、明治九年四月であるから、それ以後のものとは推定される。

(B) 国立公文書館蔵「名車県士族井上高格外三人処刑擬律伺」・「公文録」司法省之部・明治九年八月

明治八年十二月四日、大審院検事から起訴されて同院の審理が始まり、翌九年七月十八日に結審となり、司法省は、この一件に關する關係書類(大審院における井上、湯淺、新居、一坂各被告の陳述書)と、各被告に対する裁判言渡書(量刑をふくむ)案文を添えて、八月十一日、岩倉右大臣へ伺い、この一件は法制局への諮問を経て八月二十九日に「伺之通」との回答をえたことを示す文書類である。賀川と高井に關するものはみあたらない。賀川につい

ては、この八月の段階では、無実として釈放済みであったと思われる。また高井については、最初から被疑者の一人でもなく、もちろん「禁獄二年」を言渡されたという痕跡は全くない。高井有罪説は、彼自身にとつては、寔に迷惑な誤伝であつたというべきであらう。

なお、この伺いに添えられている裁判言渡書案文は、実際の言渡書とは、その内容が違つている。大審院は案文をさらに簡略化して言渡したのである。

(C) 明治九年九月十六日・郵便報知新聞所載の大審院判決書

現在、この一件に関する大審院判決書は、最高裁判所保存判決原本中にみあたらない。同年の判決原本綴込書中に、他の国事犯事件(例えば同年十二月四日判決の矢野駿男の筆禍事件<sup>(31)</sup>)に関するものはあるが、この自助社に関するものが脱落している理由はわからない。

この郵便報知の記事は、私の知る限りにおいて、判決書そのものを報道した唯一のものである。判決原本が残つていないとすれば、この報道は寔に貴重である。前に述べたごとく、「阿波近古史談」は新居に関する判決書の全文を掲げ、また、井上の判決文は「作為出版」の四字がないだけで、他のものはすべて同文であつたとしている。

しかし、この郵便報知の報道によると、新居と二坂は同文(但

し新居については自首減免に関する追加の文がある)、そして湯浅と井上も同文(但し量刑は異なる)であつたことが確実に判明する。

なお、徳島の郷土史家の間では、この事件の關係者に対して適用された法律は、讒謗律であつたとする説もあるが<sup>(32)</sup>、これは、判決文をみるまでもなく誤りである。もしも讒謗律違反として処罰されたとするならば、それは国事犯ではなく、非国事犯であるから、この事件の管轄は、大審院ではなく、徳島の裁判所であつた筈である。<sup>(33)</sup>

\* \* \*

現在、私はこの通論書事件について「阿波自助社通論書事件裁判の一考察」(仮称)なる一文を準備中であり、手塚編「近代日本史の新研究Ⅱ」(北樹出版)に掲載の予定であることを附言しておく。

- (1) この新聞記事は、徳島県立図書館員筆田浩資氏から御教示をうけた。その学恩を謝す。
- (2) この連載記事の内、政治、経済、文化、社会事件などの部分は、昭和四十八年に石田園坡「阿波近古史談」として徳島県出版文化協会から刊行された。
- (3) 前掲書・一九六頁。
- (4) 市原理之「阿波人物鑑」(昭和三年)附録・石田園坡「近古史談」・二二頁―二三頁。この「近古史談」は、本文で述べた徳島日日新聞の連載記事(大正十一年から昭和二年まで)の「阿波近古史談」の中から人物論だけを収録したものである。
- (5) 前掲書・四一頁―四二頁。
- (6) 新居教次郎は、明治八年八月二十八日に元老院中書記生に任ぜら

れ、同年十二月十日に免官となつた(国立公文書館蔵・元老院「判任官以下履歴原書・転免死亡ノ部・第一課」)。

(7) 羊我山人「井上高格小伝」・徳島市民文化第二号・昭和二十八年十月・二頁―三頁。

(8) 前掲論文・一三頁。

(9) 石田・前掲近古史談・阿波人物鑑附録・一一〇頁。

(10) 註8に同じ。賀川純一起草説は、横山春一「賀川豊彦傳」(昭和二十六年)にもみえているから(五頁)、飯田氏はこの説も参照されたのである。因みに自助社の幹部であつた賀川純一は、豊彦の実父である。

(11) 菊川兼男「自助社の自由民権運動(一)(二・完)」・三原文化第九号・一〇頁以下、第十号・七頁以下。「三原文化」は、三原高校文化部の機関誌である。

(12) 前掲論文(二)・三原文化第十号・一〇頁―一四頁。阿波の自助社は淡路の洲本に支部を置いていた(細井肇「政争と党弊」・大正三年・一〇三頁)。明治九年八月、淡路は兵庫県へ編入されたが、それまでは阿波と共に名東県の管内であつた。約一〇〇〇部印刷されたという通論書は、支社のある淡路にも相当数が配布され、その中の一部が菊川家に伝わつたものと思われる。

(13) その後、菊川氏は自ら編さんされた「三原郡史」(昭和五十四年)の中にも、「通論書」の全文を覆刻、引用されている(二三七頁―二四〇頁)。

(14) 佃実夫「徳島における自由思想の伝統と断絶(一)(二)(三)未完」・広場(県職員組合徳島支部機関誌)・第五号(昭和三十一年八月)・六頁、第六号(同年九月)・六頁―九頁、第七号(同年十月)・五頁。

(15) 前掲論文(三)・広場第七号・五頁。

(16) 「自助社の『通論書』全文」と解説・徳島近代史研究(ガリ版)第阿波自助社「通論書」事件裁判関係史料

一号・二頁―六頁。

(17) 徳島近代史研究第三号(昭和三十二年二月)には、佃氏の「通論書解題補遺」が掲載されたが(同雑誌第四号の表紙の第三号目録による)、私はまだそれをみる機会を得ない。

(18) 近刊の三好昭一郎「徳島自由民権運動史論」(昭和五十六年)には「これまで『通論書』の全文が紹介されたことがない。そのためここにその全文を掲げて、今後の自助社研究のための史料として、十分活用を期待するものである」(三一頁)として、注釈入りで通論書の全文が引用されている(三一頁―三九頁)。その底本が何であるかは明示されていない。それにしても、三好氏は菊川氏あるいは佃氏の覆刻を知つておられる筈。とくにこの民権運動史には、菊川氏の前掲論文(三原文化第九号第十号所載)の大部分が附録として引用されているが(二五二頁―二五八頁)、そこには「通論書」覆刻の個所が脱落している。このことから判断すると、三好氏は、菊川氏による「通論書」全文発表の事実を故意に隠蔽されたとしか考えられない。もしもそうであれば、何としても不明朗なことである。

(19) この雑誌は未見。それを覆刻した遠山茂樹「自助社について」・「明治史研究叢書の栞」第一号・昭和三十三年・一頁―二頁。

(20) 「日本近代史辞典」(昭和三十三年版)・二四〇頁。

(21) 稲田正次「明治憲法成立史」上巻(昭和三十五年)・二六六頁以下。

(22) 「大木喬任文書」は、国立国会図書館憲政資料室と、明治大刑事博物館の両方に所蔵されている。稲田教授は明示しておられないが、この自助社の「通論書領布一件」は、前者に所蔵されている文書である。

(23) 内藤正中「自由民権運動の研究」(昭和四十七年)・六四頁、七七頁―七八頁、一二三頁。

(24) 稲田氏紹介のこの「領布一件」を十分に利用して、通論書事件の内

容をより詳しく分析した業績は、徳島地方にはまだ現われていない。わずかに、不藤明子氏が、「領布一件」から「判決見込案」(判決文草案である。本誌九九頁参照) (この一文は、稲田氏は利用しておられない) を引用しておられるのが異色である。(徳島における自由民権運動—自助社の研究—・史窓第四号・昭和四十八年・九頁。なお、この判決見込案には、高井幸雄の名はみあたらない(本稿註26・参照)。

(25) 例えば、内藤氏は、高井をふくむ五名が有罪であったとし、真の起草者は賀川であったとする(前掲自由民権運動の研究・七八頁)。その他、高井が有罪(禁獄二年)であったとする説は、「徳島県史」第五卷(昭和四十一年)・五九頁、佃実夫「自由党始末記」(昭和四十二年)・一六四頁、影山昇「明治初年にみる『慶應義塾』の西日本進出とその挫折」・愛媛大学教育学部紀要第十六巻一号(昭和四十四年)・二八頁、福井好行「徳島県の歴史」(昭和四十八年)・二二三頁、逢坂俊男「自由民権期の徳島」・歴史手帖第三巻八号(昭和五十年)・三四頁などにみえている。

(26) 不藤氏は、大木文書の「判決見込案」を典拠として「幹部の内、高井幸雄一人裁判の対象にならなかった」としておられる(前掲徳島における自由民権運動・史窓第四号・九頁。そのほか、高井を関係者から除いている説は、松本博「明治維新と阿波の軌跡」(昭和五十二年)・三八一頁—三八二頁。同氏「自助社につながる人々」・「阿波の人物史」(昭和五十三年)・五三頁等)にみえている。

(27) 稲田氏は、大木文書を参照されたにもかかわらず、高井幸雄も国事犯として処罰されたとしておられる(前掲明治憲法成立史・上巻・二七〇頁)。大木文書に高井の名がみえていない事実を見落されたのであろう。

(28) 賀川を執筆者としない見解は、前掲徳島県史第五巻・五九頁、影山・前掲『慶應義塾』の西日本進出と挫折・愛媛大紀要第十六巻一号・二

九頁、佃・前掲自由党始末記・九二頁等にみえている。

(29) 明治九年四月二十六日・東京日日新聞。

(30) 国事犯は大審院の特別権限事項であり(明治八年五月二十四日大政官布告第九十一号・第六条)、その裁判は一審にして終審である。

(31) この矢野駿男に対する大審院判決は、明治九年十二月十六日・朝野新聞にも掲載されている。

(32) 不藤・前掲徳島における自由民権運動・史窓第四号・八頁、松本・前掲明治維新と阿波の軌跡・三八〇頁、三好・前掲徳島自由民権運動史論・二七頁—二八頁。

(33) 名東県裁判所である。明治八年九月「官員録」によると、権令古賀定雄が兼五等判事、参事西野友保が兼六等判事であるが(一六五枚表裏)、古賀は九月五日付で退任、後任の富岡敬明が五等判事を兼ねたが(明治八年九月九日、十九日・朝野新聞)、翌月十四日付で富岡の判事兼任は免ぜられ、七等出仕山本昌行が兼七等判事となっている(明治八年十月十七日・朝野新聞)。名東県の民刑両事が高知裁判所徳島支庁に引継がれたのは、明治九年十二月八日であった(「司法沿革誌」・四〇頁)。

附記 本稿執筆については、徳島県立図書館の筆田浩資、寺井素子の両氏および徳島市立図書館の野沢新治氏から多大の御援助を賜った。ここに記して厚く御礼申上げた。

\* \* \*

前註

(1) □は抹消されたことを示す。

(2) ゴチの部分は赤字を示す。

(3) 現在、普通に使われていない文字は、普通の名に改めた。例えば「はコト、元はトモ、ノはシテ、井はトキの類である。

(4) ( ) の中は、すべて手塚の註記である。



(A) (国立国会図書館所蔵・大木喬任文書)

(表紙の欄外書込) 不用 併シ裁判ノ件ニ付参考ニ供スルモ  
可ランカ  
通諭

自助社演説書頒布一件(表紙題名)

(1) 裁判見込案(青木信寅判事の賀川純一を無罪とする意見書  
・大審院十行野紙一枚)

純一ニ於テハ自助社ノ社員ナリト雖モ新居等カ説諭書ヲ起稿シタルトキ同謀セシ者ニ非ス又出版願ヒノ手續ヲ尽サ、ルヲ知タル者ニ非レハ初度ノ頒布ノコトニハ問フヘキノ罪ナシトス後ニ新居カ倚頼ヲ受テ再刷ニ当リ始メテ關係ヲ生シタリ然レトモ當時ノ出版条例中ニ他人ノ図書ヲ私ニ翻刻スル者ノ罰ハ見エタレトモ自己ノ著述ヲ再板スルニ願ヒ届等ヲナスヘシトノ章程見エサレハ若シ再板シタル者アリトモ罰スヘカラス依テ無願ノ著書アルコトヲ知ラサル者ヲ以テ原本冒許ノ年月日記入ナキヲ以テ新居ニ問合セテ後ニ報知社ヘキヲ其心附キテ説諭文中不敬等ノ文詞数多アルヲ答メシテ刷出シタルトヲ責メ事後ノ従ニ入ル、ハ常律ニ於テ決シテ為ササル処ナリ

若シ該件ハ施政上ニ係リタル国事犯ナレハ常律ヲ擬スル如ク寛有ニ近キ論ヲナスヘカラストセバ敢テ常律ノ意ヲ主張スヘカラスル歎乞高議 〔寅〕

阿波自助社「通諭書」事件裁判關係史料

(2) (県信緝判事の判決文私案・大審院十三行野紙一枚) 〔縣〕

其方共儀明治八年四月十四日ノ詔書ヲ感激奉戴ノ余リ阿淡二国ノ人民ニ普ク

聖意ヲ通曉セシメンカ為メ私ニ通諭書ヲ作為シ禁令ヲ破テ出版公布ニ及フノミナラス其文中我歴聖建國ノ尊嚴ナルヲ憚ラス妄リニ政体ヲ可否シ暗ニ官吏ヲ侮慢ス其極政府人民ノ離間ヲ醸スニ至ルノ科  
参考ノ為メ之ヲ草ス

(3) 判案(北島、青木、沢、県四判事合議の判決理由案文・十三行大審院野紙八枚)

專理北島判事 〔北島〕

〔寅〕 〔簡德〕 〔縣〕

第一章

第一条 本件ハ明治八年六月中名東県下阿波国徳島ニ在ル自助社ノ名ヲ以テ通諭書ト称スル一篇ヲ作為シ官准ヲ經シテ同所新聞紙屋壁壤社ニ付シ一千余部ヲ印刷セシメテ発行シタリシ一事ナリ書中(通諭書ニ就テ看ルベシ)指議スル所ノ文詞及ヒ其他ノ究鞠ニ由テ弁解スル所ハ大要左ノ如シ

第二条 通諭書中「新ニ日本ノ規則ヲ立直シタル上ハ天子様ハ即チ国王ト云フ御役人テ諸役人ノ総押ニシテ日本政府ノ長官ナリ」ト記載セシヨ弁解シテ「国王ノ王ハ決シテ至尊無上ノ帝位ヲ配スルニアラス猶ホ王政復古尊王勤王等ノ王ノ如シ故ニ通諭書王国ノ文字

九五 (一〇四七)

ヲ下ス事ナシ御役人又ハ長官ト云ハ英國立法要訣二十二葉君主特權ノ条ニ(國王ノ權ハ王ノ官職<sup>王ノ官職トハ王官職ノ名ナレハナリ</sup>)ニ由テ受ル免許ナリ王八國ノ最高ノ官員ナリ)云々ニ基ツク者ナリ又立憲政体ノ名目ニ付テ其実形ヲ求ムルニ字内各國中英國ノ右ニ出ル者ナシト信スルヲ以テ専ラ英國ノ政体ヲ想像シ其有様ヲ論述シタル者ナレハ云々」ト今試ニ之ヲ駁シテ曰國王ハ王政復古尊王勤王等ノ王ナリト云テ無上ノ尊称ヲ欠カサル由ヲ弁スト雖トモ夫ノ王政復古尊王勤王等ノ熟字ハ我國ノ風習ニテ無上ノ尊称タルニ妨ケサルベシ同シ其ノ王ノ字ナレトモ國王ト云ハ、即チ否ラス何トナレハ國王ハ帝ニ對シテ呼フ時ノ辞ニシテ我國ノ風習已ニ之ヲ無上尊称ノ熟字ト為サス我國ノ熟語ハ文字ヲ以テ論ス可カラサルノ例頗ル多シ仮令ハ貴下ト云フハ恭敬ノ辞ナレトモ貴公ト云ハ、侮蔑スルノ辞トナルベシ而シテ貴公ノ公ハ貴下ノ下ヨリ惡シキ字ニハ非ラサルナリ又ハ誰様ト云ハ、恭敬ノ辞ナリ貴様ト云ハ、卑賤ニ對スルノ辞トナルカ如シ夫レ誰様ノ様ハ貴様ノ様ト字畫筆法異ナルアルニ非ラス熟字ノ慣習便チ然リ所以ニ彼ノ國王ト云フハ決シテ尊王勤王ノ同一視ス可カラサルナリ況ンヤ御役人ト云ハ官吏ノ事ナリ押ト云フハ上等ノ役人ニタモ多ク使ハサル文字ナリ長官ト云ハ官等表ニモ定メタル熟字ナリ皆無上尊称ニ非ラサル事ハ弁テ俟テ後知ラサルナリ

第三条 書中「県庁ヤ戸長任セヲ甘ンスル様ニテハ畢竟人民ヨリ收メタル税金年貢モ皆役人ノ遣ヒ次第」ト云フヲ弁解シテ「本邦古來ノ政蹟ハ欧州ノ所謂君主專制ナル者ニシテ人民ハ絶テ國事ニ与

カル事ナシ役人ノ遣ヒ次第ト云ハ浪費ヲ云ニアラス役人トハ政府ト云力如シ立憲ノ政体ニ於テ國ノ用出入等ハ政府ノ專斷ヲ以テセサルヲ説キ人民モ其議ニ与カルベキノ理ヲ説明スル者ナリ」今試ニ之ヲ駁シテ曰役人ノ遣ヒ次第ト云フ囚人等ハ君主專制ノ事ト弁明セシナレトモ君主ト云ハ役人ト云フ文字ニ混同スルハ牽強ノ一事ト云フベシ役人ノ遣ヒ次第ト官吏ノ定度ヲ限制ナクシテ耗費スルノ義ヲ罵侮スル遣辭ナリ

第四条 書中「自今ハ台蕃征伐モ朝鮮征伐モ西洋諸國ト条約ヲ結フモ外國テ金ヲ借ル事モ人民へ稅ヲ掛ケル事モ學校モ邏卒モ法律ノ輕重モ大藏省ノ勘定モ宮内官ノ御入目モ皆役人計ノ相談ノミニテハ決シテ取極ル事ヲ止メテ悉ク人民一体ノ見込ミ存意ヲ聞ク云々決シテ役人ノ隨意ニハ処置サセヌト云フ政体」ト云フ弁明シテ「此条亦タ政理上ノ大旨ヲ論スル者ニシテ立憲ノ政体ハ人民ヲシテ國事ニ于テセシムルヲ云フ固ヨリ其本体ヲ論スレハ本文ノ如クナルベシ又彼ノ宣戰講和及ヒ罪人ヲ赦免スル等ノ如キハ立憲ノ体立テ後風土慣習ヲ酌量シテ適宜ノ制ヲ立ツベキノ理ナラン」今試ニ之ヲ駁シテ曰ク自今台湾征伐モ朝鮮征伐モ云々ト云フ弁解シテ此亦タ政理上ノ大旨ヲ論スト其宣戰講和及ヒ云々立憲ノ後制ヲ定ムベキノ理ナラント述タリ然レトモ己ニ其前二条ニ於テ英政ヲ想像スルト云ヒ玆ニ到テ英政ニモアル可カラサル征伐モ云々等ノ事ヲ開載スルハ即チ政權ヲ屈撓スルノ義ニ當リトス

第五条 書中「台蕃征伐ノ様ナ大切ナ事ヲ政府計リノ思ヒ付ニテ軍ヲ起シテ黒汗力ヒテ收メタ年貢金ヲ無暗ニ費シタリ又ハ若シ支那

ト軍ヲセネハ成ラヌ様ニナルトモ何故ニ斯ク戦争ヲセネハ成ラヌ

ト云フ詔モ知ラサル御同然ノ仲間中ヨリ徴兵ヲ驅リ立テ軍ヲサセ  
ル様ナ詔モ分ラヌ事ハ成ラス」ト云フ弁解シテ「戰闘八國ノ大事  
タルヲ説ク故ニ台蕃征伐ノ様ナ大切ナ事ト云（様ナ）ノ二字則チ  
専ラ大事ヲ示スノミ敢テ台蕃征伐ヲ以テ不義暴挙ト云フニ非ラス  
スル大事ニ於テハ必ラス國民ノ与カレベキノ理ヲ説明ス歐人ノ所  
謂戦争ハ政府ト政府トノ戦争ニアラス國ト國トノ戦争ナリト云フ  
ノ意ヲ示スナリ又云フ詔ノ分ラヌ事トハ人民ニテ詔ノ分ラヌト云  
フ意ナリ」今試ニ之ヲ駁シテ曰（様ナ）ノ二字則チ大事ヲ示スノ  
ミ台湾征伐ヲ云々ト述ベシニ非ラスト云フト雖トモ此語氣ニテハ  
台湾征伐ハ勿論其他此様ノ大事ノ事ト解セサルヲ得ヌ又詔ノ分ラ  
ヌ事ト云コトヲ弁シテ人民ニテ詔カ分ラヌト述ベシカド上文ニ詔  
モ知ラサルトアル末段ナレハ人民ノ方テ詔カ分ラヌト見ル時ハ重  
複ニシテ意義通セス故ニ詔モ分ラヌ事ハ成サラヌト云ハ、事ヲ成  
サル者ヲ擯斥スルノ惡シキ辭ニシテ成サルト云ハ、官吏以上ヲ指  
ス事必セリ

第六條 書中「右様ニ人民力義務ヲ尽ス時ハ政府ニモ人民ノ頭ニ對  
シテ容易ニ空費ヲ吝マス無暗ニ大金ヲ遣フ事モ止マル道理ト云フ  
弁解シテ此意ハ第三條ニ陳述スル所ト同シト云ヘリ」今試ニ駁之  
曰前五條ニテ役人ノ遣ヒ次第ト云ヒ又此第六條ニ於テ空費ヲ吝マ  
ス無暗ニ大金ヲ遣フ事モ止マルト云ハ、徒ラニ浪費シテ居ルノカ  
止マルト云ノ義ニテソノ浪費ト云ハ現在ヲ指斥スルノ罵辭タラサ  
ルヲ得ス

## 第二章

第七條 而シテ此事ノ關係ハ社長井上高格社員一坂俊太郎新居敦次  
郎湯淺直通トス是ノ四人ノ言フ所ニ由レハ明治八年四月十四日ノ  
勅語下ルニ際シ井上一坂新居ハ東京ニ在リ井上毎二人ニ説テ云  
ク此勅語ヤ尋常布告ト同一ニ看過スヘキモノニ非ラス故ニ同泉人  
民ニ懇諭セハヤト（前権令古賀及ヒ一坂新居等へ屢謂之）追テ一  
坂新居等帰郷シ徳島ニ於テ新居敦二郎此通諭書ヲ草稿シ一坂俊太  
郎ハ之ヲ潤飾シ時ノ社中庶務ニ於テ社長ノ代理ヲ受タル湯淺直通  
ニ謀リ三人同意ニテ刊刷スベキニ決シ自助社ノ名号ニテ徳島ノ新  
聞紙屋撃壤社ニ付托シテ一千余部ノ工ヲ竣タリ

第八條 故ニ其一人ナル井上高格ハ東京ニ在テ本書作文ノ事及ヒ刊  
刷ノ事ニ干与セス明治八年七月 日帰郷スルニ及シテ新居敦二郎  
此通諭書ノ刊刷本ヲ携ヘ到ツテ高格ニ示スニ高格一読シ書中ニケ  
ノ不審ヲ質シ之カ弁解ヲ得テ了解シ其他字句ノ批評ヲナスモ本意  
ニ異議アルニ非ラス爾後東京報知社再刷賀川純一ヨリ寄送スルヲ  
得テ泉官山田大属其他ヘモ與レ遣シタリト

第九條 又其作文筆者ナル新居敦二郎明治八年九月中内務省七等出  
仕國員廉平及ヒ警保寮十二等出仕松本次矩等徳島ニ発遣セラレ自  
助社ノ井上一坂湯淺ノ三人ハ糺彈ヲ受ル由シノ子細ヲ聴キ明治八  
年十二月十二日当時敦二郎ハ東京ニ在ルヲ以テ東京裁判所檢事ヘ  
自首シタリ

第十條 又在東京賀川純一ハ自助社々員ナリシガ曾テ在名東泉新居  
敦次郎ヨリ通諭書ノ刊刷本一部ヲ送り今度泉地ニテ此書ノ趣意ヲ

演説スルニ付其他報知社ニテモ二百部斗摺立サセ望ノ人アラハ相贈リ呉度トノ依頼ヲ受ケタリ然ルニ予未タ自著出版等セシコトナク敦二郎ハ学文上達ノコト故何心ナク其原本ヲ報知社ニ寄セ二百部ノ印刷ヲ托シ竣工ノ上敦二郎依頼ノ通り望ミノ人ニ与ヘシナレトモ即今其贈リ与ヘシ人ノ名氏ヲ遺忘シタリ但シ当時県地ニ帰ル等ノ内ハ四五冊遺シタルカニ覚フ蓋シ井上高格ヘハ別段贈リシコトナキ様ナリト

第十一条 果シテ然ハ此犯罪ハ四个ノ経歴ヲ以テ成立タルモノト謂ハサルヲ得ス曰ク甲ハ起初同郷人民ヘ諭示センコトヲ發議シタル事乙ハ通諭書ヲ作りタル事丙ハ之ヲ活版ニ為シタル事丁ハ其書ヲ刊刷シテ伝播シ示諭ヲ施シタル事等ナリ

第十二条 其経歴アル事犯ニシテ社長井上ハ社員一坂新居ト只告諭スベキノ事ヲ議シ此書作文刊刷等ノ時ハ相謀ラスト雖トモ追テ帰県シ此書ヲ視其事ヲ聴テ社名ヲ以テ刊刷シタルヲ咎メズ且ツ自カラ人ニ此書冊ヲ遣ハシタルハ前議ノ初志ニ悖ラサルモノト看做セサルヲ得ス然レトモ作文印刷等ノ举ニ預カラサルヲ以テ「新居一坂湯浅等ノ従者タルノ罪アリトス

(附箋)

第十二条 通諭書ヲ一讀シ同意シタル以上ノコトト最初勅詔ヲ懇諭シタシト議シタルコトトハ分別シテ論セザルヲ得ス如何トナレハ勅書ヲ特別ニ人民ニ告諭アリタシト前權令其他ノ人ヘ申述シタルコトトハ当然ノ筋ニ付仮令起文ニ及フ事ノ濫觴ト

ナリタルトモ溯リテ罪ノ原因トナス可ラス其犯罪ハ大不都合ナル通諭書ヲ造意起草シタルニ起リ県下ヘ印刷班布シ国事ニ付多般ノ害ヲ醸シタルニ止マル此レ該犯ノ罪タル所以ナリ故ニ高格ハ事後ノ罪ナリトス  
末段同意 函 (簡徳) (荒木)

第十三条 一坂新居ノ本罪ハ此事犯ニ於テ最重ナル者トス其故ハ此事犯顛ラ作文刊刷トノ事ニ在テ(其刑罰ノ模様ニ依リ造意一人ヲ科シ余ハ一等ヲ減スルノ例ヲ受ル能ハス)其筆者タリ出版者タルヲ以テノミ湯浅亦タ兩人ニ相讓ラサルノ犯罪人ナリトス何トナレハ当時社長ノ代理ヲ以テ措弁スル庶務ノ部分ナル權利ヲ副ヘ出版シタルヲ以テ出版シタルニ因テ犯罪ヲ確定セント云ニ至ラハ出版人中ノ一人ナル事ヲ辞スベカラサル者ナリトス

(附箋)

新居一坂ヲ以テ作文班布ノ造意者トス湯浅ハ出版班布ノ同犯者ニ付新居一坂ノ從トナシ論スヘキモノトス  
若シ通諭書ヲ以テ社説ト看做サバ出版班布ノ罪ハ湯浅ヲ以テ最重トスヘシ (荒木)

第十四条 囚人等ノ囑托ニ応ジ刊刷ニ従事シタル撃壤社ハ此事ニ就テハ自助社出版ノ書冊刊刷ニ器械ヲ以テ備ハレタル一個ノ雇丁ナ

リトス猶ホ新聞紙屋ノ社名ヲ以テ条例ヲ犯シタルニ丁ツテ使用セ  
ラレシ雇丁ノ罪ハ論セサルノ權衡ニ似タル者アリ

〔附箋〕

擊壤社ハ雇丁トナシ難カルベシ若シ出板条例ノ罪ニ問ハバ条

例ニ照スヘキモノカ〔荒木〕

第十五条 新居敦二郎ノ自首ハ問捕自首ト均ク一等ノ首免ヲ与フベ

キヤ否律ニ首免ヲ与ヘザルノ明文アルヲ除クノ外渾テ本罪滅免ヲ  
与フルハ通議ナリ然レトモ該事犯ノ如キハ已ニ著作文書出板（まじ）以テ

世間ニ傳播セシモノ故ニ奸罪或ハ殺傷等ノ權衡ニヨルヘキヲ以テ

〔首免ヲ与ヘサルモノトス〕

第十六条 本犯ノ罪名ハ大不敬及ヒ官吏ヲ謗訕シ又政府ト人民トヲ

離間シ民ノ信ヲ失ハシメ且ツ政事ニ妨害スル者トス数罪中重キニ  
從テ論シ讒謗律第二条乘輿ヲ犯スニ涉ルノ意義ト權衡ニ依テ罰ス  
ヘシトス

第十七条 賀川純一ハ既成ノ刊刷書冊ヲ以テ再板ノ寄托ヲ受ケタル  
ハ其情罪実ニ輕シト雖該犯固同社員ニシテ出板後悉皆躬自ラ他人  
ニ与ヘタルハ爾後ノ從タラサルヲ得ス

〔附箋〕

第十七条 第十条ニ云フガ如ク報知社ニテ二百部摺立サセ望ノ

人アラハ贈り呉レタシト新居ヨリ依頼ヲ受ケ其依頼ニ応ジタ  
ル迄ニテ罪ハ新居ニアルベシ故ニ賀川ハ該国事犯ノ從ニ非ス

阿波自助社「通論書」事件裁判關係史料

トス

若シ出板条例ノ罪ニ問ハ、報知社ハ賀川ヨリ尚一層關係アル

モノトス

愚存右下紙ノ如シ〔荒木〕

第三章

士族自助社長

同社員 士族

同 士族

同 同當時庶務ニ付

社長代理士族

同社員平民

井上 高格

一坂 俊太郎

新居 敦次郎

湯浅 直通

賀川 純一

（以下別紙判決文案である。大審院十三行野紙一枚）

其方共儀明治八年四月十四日詔書ノ下リシ時高格俊太郎敦次郎ハ東  
京ニ在テ此詔書ノ旨趣ヲ阿淡二州ノ人民ニ懇諭センコトヲ高格ノ発  
意ニ協同シ為メニ敦次郎俊太郎婦泉スルヤ二人共同通論書ナル者一  
篇ヲ作為シ直通ト相謀リ上板以テ世間ニ傳播シ高格ハ追テ婦泉シ其  
書ヲ視其事ヲ聴キ猶該書ヲ人ニ分付シ純一ハ当初ノ作文上版等ニ関  
セスト雖トモ曾テ在県敦次郎ヨリ右刷書一冊ヲ輸送シ印刷及ヒ傳播  
等ノコトヲ寄托スルニ応シ再版傳播等ヲ專為シタル通論書ノ文詞侮  
慢暴横ニシテ官吏ヲ謗訕シ国政ヲ妨害シ就中言乘輿ヲ犯スニ涉ル科  
獄申付ル 敦次郎直通ハ各 禁獄 高格ハ 禁獄 純一ハ 禁

(B) (国立公文書館蔵「名東県士族井上高格外  
三人処刑擬律伺」・「公文録」・司法省之部・  
明治九年八月)

天第七百五拾号

(余田口) ㊦

自助社一件処分之儀ニ付伺

名東県自助社一件ニ付処刑之儀大審院ヨリ伺出候処右ハ法律上國  
事犯罪之正条無之仍而彼是之權衡ヲ参酌シ別紙擬律之通ニテ可然  
哉ニ見込候ニ付別紙書類相添相伺候間至急何分之御裁下相成度此  
段相伺候也

明治九年八月十一日

司法卿大木喬任

岩倉右大臣 殿

伺之通

明治九年八月廿九日

|      |       |
|------|-------|
| 禁獄二年 | 新居敦次郎 |
| 禁獄二年 | 一坂俊太郎 |
| 禁獄二年 | 湯浅直通  |
| 禁獄一年 | 井上高格  |

大 審 院 調

喚問明治九年一月十二日

|         |      |
|---------|------|
| 二等判事    | 玉乃世履 |
| 四等判事    | 青木信寅 |
| 五等判事    | 中嶋錫胤 |
| 五等判事    | 沢 簡徳 |
| 六等判事    | 縣 信緝 |
| 六等判事    | 荒木博臣 |
| 名東県士族   |      |
| 井上省藏父隠居 |      |
| 井上高格    |      |
| 四十五年二カ月 |      |

一 自分儀旧徳島藩ノ節録高二百五十石ニテ監察役参政役相勤御一  
新後大参事統テ名東県参事額田県参事相勤居候処明治五年壬申十  
一月中病氣ニ付依願被免候事

一 爾来非役ニテ名東県ニ罷在候処世上追日文明ニ進歩シ人民各不  
羈独立ノ權ヲ有セントスルノ時勢ニ立至候ニ付此盛運ニ際シ候テ  
ハ国家人民ノ公益ヲ興シ銘々本分ノ義務ヲ尽シ度存シ候折柄兼テ  
同県士族ノ内高井幸雄藤本文策賀川純一東京ヨリ罷歸リ一社設立  
ノ発議有之尤小室信夫新居敦次郎儀モ同意ノ趣乃チ自分儀モ同意  
致シ尚又日比野克己湯浅直通ヘモ申合セ一昨明治七年八月中日不  
記一社設立ノ儀示談致シ候尤弥結社ノ上自助社ノ社名ヲ下シ候ニ  
ハ県庁ヘモ届ノ末ニ無之テハ如何ト存シ候ニ付別ニ先例モ無之候  
間高知県立志社設立ノ順序ヲ問合候候処右ハ全ク届書差出タル迄

(別紙)

ニテ聞届相成タル趣ニ付乃チ其手続ニ慣ヒ届書ヲ以テ県庁へ進達ノ上聞届ノ旨指令書下付相成申候抑此結社ノ旨趣ハ當時県下ニ官立私立共学校有之候得共右ハ夫々規則モ有之自分如キ年輩ノ者等ハ入学相成ラス且輒ク書見等モ難出来コトユヘ右自助社ハ全ク変則学校ノ心得ヲ以テ取設ケ有志ノ者ハ貴賤老若ノ別ナク入社ヲ許シ社員トナリテハ時勢ニ補ヒアル書類ヲ閱読論究致シ候ハ、一己ニテ講究スルヨリハ有益ノ事ト存シ且ハ名東県下ノ人民從來卑屈奴隸ノ習俗モ自然ニ相除キ仍ホ国家世運ニ裨益アラシコトヲ漸次實際上ニ就テ講究致シ度素志ニ有之候且明治八年四月十四日ノ勅詔ハ古今未曾有ノ難有キ御旨意ニ付管下人民へ別段懇諭致度旨ハ自分東京ニ於テ古賀権令へ申述置キ然ル處幸ヒ新居敦次郎一坂俊太郎帰県致候ニ付右勅詔ヲ同郷人民へ普子ク通諭致度旨聞候得共其方法等ニ至テハ更ニ申談候儀無之到底右勅詔ヲ拝読致シ候以來実ニ難有御旨意ノ段時々申合セ居リ既ニ山田大属モ出京中ニ付帰県ノ節ハ尋常布達ニ混セス謹テ拝見致サセ候様ナレハ別テ下民へ徹底致サスヘキニ付一層注意取計有之度旨相話シ候義モ有之候程ノ次第ニテ乃チ右説論ノ儀ヲ古賀権令等へ申談シ候ハ素ヨリ自分ノ発論ニ出テ候義ニ有之候ニ付兩人帰県ニ臨ミ改テ通諭ヲ申談シ候儀ニハ無之随テ右新居敦次郎一坂俊太郎兩人県下ニ於テ演説書ヲ起稿及ヒ上板分与致シ候旨ハ尚更自分東京ニテ与知致サス候其後同年七月下旬帰県ノ処乃チ上板ノ演説書ヲ新居敦次郎私宅へ持参初テ一読致シ候処書中不審ノ廉モ有之候間質問ニ及ヒ廉々弁解モ有之通篇大体ヲ照合致シ候得ハ聊怪ミ候義モ無之義理了解致

シ候ニ付爾後其儘ニ打過申候其後名東県庁ヨリ湯淺直通呼出サレ候ニ付店頭ノ処彼ノ演説書無届テテ上板致シ候段出版条例ニ抵触致シ不都合ノ旨ヲ以テ訊問ヲ受候上同人ヨリ待罪書差出候趣ニ付名東県庁ニ於テモ右通篇ノ旨意柄怪マレス候ヨリ愈願念ナク打過申候尤右演説書ノ儀社員僅ニ三四名ノ示談ヲ以テ自助社ノ社名ヲ下シ候ハ甚不都合ノ次第ニ付其節自分訊問致シ候事故分与ノ後ト雖トモ通篇ノ旨意ニ於テ怪ミ候廉有之候へハ心添等モ致スヘキ答ノ処畢竟懸念ナキ処ヨリ其儘ニ打過今日ニ至リ社論ニ無之トノ口供難實ニ相通此義ニ於テハ自分儀モ不行届不注意ノコトニ有之候而シテ一体右演説書ヲ同郷ノ人々へ分与致シ候原由ハ同年六月十日頃新居敦次郎一坂俊太郎帰県致シ候折柄地方官會議御発令ニ付名東県下ニ於テモ臨時大会議ヲ開場セラレ各区代議人徳島へ招集会同引続キ大小区会ト唱ヒ議事有之其節右新居敦次郎一坂俊太郎ノ兩人傍聴トシテ会場へ罷越候処其席ニテ各区ノ区戸長或ハ每区代議人等参リ合候者ヨリ四月十四日ノ勅詔中立憲政体等ノ談話ニ及ヒ右ハ皇国未曾有ノ難有詔書ニテ一同互ニ勉強セ子ハナラサルノ儀杯説話シ示後屢会席ニテ右立憲政体ノ本体ハ如何ナルモノ哉ト質問有之候ニ付素ヨリ右演説書ハ心ノ種ト致シ候為メ新居敦次郎ヲ筆ヲ執リ一坂俊太郎相談ヲ受ケ出来候趣ニハ候へ共到底右ノ書ヲ懐ニシテ応答致シ候処ヨリ遂ニ伝写ヲ望ミ候者モ追々有之候ニ付却テ右様手教ヲ勞スルヨリハ寧ロ之レヲ活版ニ上セ候方可然ト存シ社務担当湯淺直通へ新居敦次郎一坂俊太郎兩人ヨリ相談ニ及ヒ候処湯淺直通同意之レヲ徳嶋新聞社撃壤館ニテ上板夫ヨリ望

ミノ者へ分与致シ候趣ニ有之候其他自分八年七月下旬帰県ノ後報知社ニテ印刷相成候通諭書ヲ二部郵便ニテ賀川純一ヨリ差越候節偶山田大属来リ合セ候ニ付同人へ一冊差遣シ尚又一冊ハ誰某ヘカ差遣シ候哉ニ相考申候へ共其名前ハ相覚不申其後八年八月中旬ノ頃自助社規則及ヒ事務章程ノ中三ヶ条削除候様内務省ノ命有之候趣ヲ以テ県庁ヨリ達シ有之候ニ付乃チ右三ヶ条ヲ削除シ以来社員ヨリ社名ヲ以テ新聞社ヘ投書シ又ハ通篇ノ類ノ如キ者ニ社名ヲ出スコト相成サルノ約束ヲ極メ之レヲ社則中ノ条目ニ加入シ差出候儀ニ有之候自分義兼テ洋行ノ志願ニ付右支度ノ為メ暫時帰県同年九月廿日頃出立ノ合ニ罷在候処九月十七日県庁ノ命ニ付出張致シ候処演説書ノ儀訊問ヲ受ケ結局待罪書差出候事ニ有之候尤右待罪書ノ義ハ案文下付ノ上此通り相認ムヘキ旨ノ命ニ候へ共事実ニ齟齬背馳ノ廉有之候ニ付御請致シ難キ旨上申候処待罪書ノ義ハ一般ノ体裁モ有之ニ付此通相認メ差出シ仍ホ齟齬背馳ノ廉ハ別段書面差出スヘキ旨達有之候へ其何分此儘ニテハ差出シ難キ旨申述候処数字ノ加書差免スヘキ趣申聞ラレ候ニ付僅ニ通諭書云々ノ十一字ヲ相加へ差出其後別段ノ書面指出候処時機ヲ愆リ或ハ書外ノ事実夫々大政府へ申立ラレ候ニ付其義ニ及ハサルノ旨ヲ以テ受理相成ラス其儘ニ相成居候処今般当御院ニ於テ御訊問ヲ蒙リ候事

通諭書之儀ニ付御答書

私儀四月十四日ノ勅詔ニ付同郷人民へ通諭篇冊之儀ハ新居敦次郎一坂俊太郎之手ニ成リ候者ニテ關係無之候得共其後通読仕不審之条兩人弁解ヲ以テ了解仕尚ホ其後報知新聞社ヨリ印刷致度候ニ付

指問之有無懸合有之旨新居敦次郎ヨリ承候ニ付兼テ官許新聞社之義ニ付何人ノ投書タルヲ論セス其社ニ於テ出版致候共当方ヨリ故障申立候筋ニ無之旨相答候其後如何様ノ結局ニテ出版仕候哉東京出立後ニ属候ニ付相心得不申最前条通篇之趣意柄ニ於テハ不都合無之ト信同意ニ御座候此段上申仕候也

明治八年乙亥十月廿二日

井上高格印

名東県出張

内務省七等出仕国貞廉平殿

右通諭書着手ノ顛末並ニ報知新聞社ニテ印刷致シ候順序ノ義今般大審院ニ於テ御訊問有之候処右名東県出張内務省七等出仕国貞廉平へ上申致シ候書面ノ通聊相違無之候事

明治九年七月十八日

井上高格

大審院調

- 二等判事 玉乃世履
- 四等判事 青木信寅
- 五等判事 中島錫胤
- 五等判事 沢簡徳
- 六等判事 縣信緝
- 六等判事 荒木博臣

喚問明治九年一月十二日 名東県士族

湯浅直通

三十八年三月



一自分儀名東県下ニ於テ自助社設立ノ儀ハ頃日井上高格ヨリ上陳シ候通り井上高格並ニ高井幸雄若本晴之小室信夫藤本文策賀川純一新居敦次郎自分共八名ニテ申談シ追々同志ノ者加入致シ候ヘハ法律ヲ講究シ並ニ御布告及ヒ新聞紙等ヲ通読互ニ公益ヲ求メ度素願ヨリ相開キ候コトニテ乃チ變則学校ノ如キ者ニ有之委細ハ社則ニ著シ名東県庁ヘ差出置候且又明治八年六月月中自助社ニ於テ演說書ヲ活版ニ付シ候順序ハ六月三日頃一阪俊太郎新居敦次郎兩人東京ヨリ罷下リ申聞候ニハ四月十四日ノ詔書ハ実ニ古今未曾有ノ被仰出ニ付願クハ社中及ヒ同志ノ者ヘ演說スレハ難有觀慮モ貫徹致スヘク候ニ付何卒其手順ニ取計度旨示談ニ付其節ハ井上高格出京留守中ニテ自分社中庶務代理ヲ致居候ニ付仔細相尋候処右詔書中立憲政体云々ノ御旨意ニ從ヒ所謂立憲政体ノ大体ナル者ヲ演說ニ及フヘク旨ニテ委細兩人ヨリ示諭有之至極可然コトト存シ殊ニ汝衆庶トノ被仰出ハ実ニ御親シキ難有次第ニテ此上空敷心得居候テハ不相濟コトト乃チ同意致シ依テ右ノ趣新居敦次郎一阪俊太郎ヨリ社員ヘモ相話シ候処兩人手扣ノ演說書ヲ謄写致シ度ト所望ノ者モ追々有之候ニ付左スレハ寧ロ社中ノ集金ヲ以テ活版ニ付シ候方ト申談シ擊壤社ニ於テ千部出来右ヲ社中ヘ分与致シ仍ホ其他望ノモノヘモ相渡申ヘク答ニ取計置自分儀ハ其節東京表ニ地方官會議有之右傍聴ノ為メ六月十四日名東県出立上京致シ候ニ付其後ノ義ハ委詳細心得居不申候夫ヨリ出京ノ上井上高格ヘモ面会致候ニ付右ノ次第相話シ候処井上高格ニ於テモ別段異存無之候尤右分与致シ候前社員ニ於テ其演說書之旨意ニ聊異存ハ無之候ヘ共唯社名ヲ以テ

演說スルニ衆議ヲ遂ケスニテ取計候ハ兼テノ規則ニ相戻候旨東根佐平ト申者少ク異議申聞候ヘ共事既にニ及ヒタル上ノ儀ニ付一自分ヨリ謝シ候迄ニ相覺申候随テ自分儀ハ八月五日頃帰県致シ井上高格ハ自分ヨリ先ニ帰県相成爾後井上高格トハ前ノ如ク社中ニテ時々面会致シ居候儀ニテ別段異論等致シ候覺無之候抑井上高格ヘハ右自助社演說書ノ儀ニ付最前ヨリ相議リ候儀ニ無之全ク自分儀社中庶務代理中前頭ノ順序ニ取計ヒ候事ニテ演說書ノ趣意柄ニ於テ聊カ不都合無之儀ト信認致居候事

右ノ通相違不申上候以上

明治九年七月十八日 湯淺直通

大審院調

- 二等判事 玉乃世履
- 四等判事 青木信寅
- 五等判事 中島錫胤
- 五等判事 澤簡徳
- 六等判事 縣信緝
- 六等判事 荒木博臣

喚問明治八年十二月十五日  
東京第一大区十三小区浜町卷丁目番  
 番地蜂須賀茂詔邸内寄留名東県士族  
 新居敦次郎

二十六年九ヶ月

一自分儀旧徳島藩ノ節五人扶持八石ノ給禄ニテ大小姓役相勤其後非役罷在候処明治八年八月廿八日元老院中書記生拜命明治八年十二

月被免本官候事

一明治六年一月十七日県地発足同廿四日東京着三田町一丁目津ノ國屋長兵衛方ニ下宿明治六年二月一日福沢諭吉方へ入門致シ五等生ニテ修業罷在候処明治七年旧主蜂須賀茂韶家令伊吹直亮ヨリ同家書キ物ヲ申付ラレ候ニ付明治七年二月二十日乃チ現今住居罷在候浜町一丁目蜂須賀邸内へ転住致シ候然ル処明治七年九月中日不記於県地同志ノ者申合自助社設立ノ儀示談相成候趣同県士族井上高格ヨリ承り候ニ付右社務ニ従事ノ為明治七年十月廿二日東京発足明治七年十月廿七日帰県入社致シ明治八年三月十二日県地発足再ヒ出京致シ候抑右自助社設立ノ起原ハ明治七年九月中県地井上高格ヨリ書翰致到来右書中ノ旨意ハ世上逐日文明ニ進歩スルニ付人民各不羈獨立ノ權ヲ有セサル可ラス仍ホ其權利ヲ全フシ義務ヲ尽スハ法律ヲ研究シ共ニ勉強スルニアリ依テ一社設立ノ見込ノ趣申越シ候ニ付同意致シ候儀ニ有之候尤右結社ノ上集會致シ候儀ハ前記ノ通明治七年九月中同県平民賀川純一宅ニテ相開キ第一新律綱領改定律例憲法類編其他仏国民法英國法律書等ヲ研究センノ為メ毎月一六ヲ除クノ外毎日午前第八時ヨリ午後第四時迄會談致シ或ハ議事等モ致シ候右集會ノ義ハ県庁ニ於テ嫌疑モ有之由承り候ニ付發會前該庁へモ届ノ上相開キ申候且自助社ニ於テハ兼テ社中資金ノ中ヨリ銘々少々宛配當ヲ受ケ社員中申談ニテ誰ナリ共始終出京致シ居り東京ノ事情形勢等ヲ本社へ報知致シ候儀ニ付前記ノ通明治八年三月中自分出京滞在致シ候ハ乃チ右社用<sup>メ</sup>罷在候コトニ有之然ル処八年四月十四日御布告相成候勅詔ハ皇國未曾有ノ難有

御旨意ニ付県下人民へ演說致度且自分儀ハ県地ニ母有之候ニ付帰省旁聴下り度心得ニ付一坂俊太郎兩人ニテ出立前井上高格へ勿卒面会右演說ノ儀相話シ併シ唯ニ右勅詔ノミニテハ御旨意柄深ク了解致シ難キコト存シ候間宇内中英國ノ立憲政体ハ至極ノモノニ付乃チ右ヲ以テ立憲ノ大意ヲ説論致シ度旨申談候処異存無之旨申聞候尤右ヲ演說書ニ綴リ候儀並其書中ノ体裁等ハ一切相話シ申サ、ルコトニテ全ク八年五月中俊太郎同道帰県ノ上兩人申談シ起草作文致シ社中へ相示シ候儀ニ有之候自分儀ハ兼テ社用ノ為メ在京ノ儀ニ付通常ニ候ヘハ県地本社へ照會ノ上ニ無之テハ帰県相成サル処井上高格儀ハ社長ニテ幸ヒ在京ニ付同人へ申談シ許可ヲ得候テ帰県致シ候儀ニ有之然ルニ其節県會ニ付各大区ヨリ議員兩名宛徳島へ出張致シ居候ニ付右ヘモ其演說書ヲ以テ相示シ候処右議員共ヨリ各大区ヘモ派出演說シ與レ候様依頼有之候ニ付夫々へ派出演說致シ候事ニ有之候随テ右演說書ヲ県下ニ於テ活版ニ付シ候ハ社中人員大凡千人余モ有之候ニ付一々謄寫致候テハ煩勞ニ耐ヘス且一時ニ社中ノ各員通覽致候訳ニモ難相運候ニ付活版ニ付シ候儀ニ有之候尤井上高格儀ハ當時東京ニ罷在リ其後明治八年七月中旬帰県ニ付一覽為致候処最初ハ少々不審ノ廉モ有之候得共結局同意ニ有之候並ニ東京報知社ニ於テ右ヲ活版ニ付シ候手續ハ明治八年八月初旬報知社小西敬義へ自分ヨリ相頼ノ百部程印刷相成候コトニテ右ハ加川純一並自分一兩人ノ存意ニ有之井上高格等ハ關係無

之候事

一右演說書中我々人民ハ実ニ明治八年四月十四日ヨリ当然ノ人間ニ

生レ更リタル如ク固有敢為ノ氣象本分ノ權利ヲ取戻タルモノニシテ云々去年ノ台湾征伐ノ様ナ大切ナ事ヲ政府斗リノ思ヒ付ニテ云々右ハ全ク詔書中漸次ニ國家立憲ノ政体ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ント欲ストノ聖意ニ依リ此上英國ノ如ク弥立憲政体ニ御變更相成候上ハ我々人民迎モ國家政体ノ一部分ニ于与スルノ權利ヲ有スル訳ニテ向後ハ天下ノ事ニ別シテ心ヲ用ヒスハ相成サルノ理ヲ同郷ノ人民ニ知ラセタル素意ニシテ全ク將來ヲ想像イタシク演説イタシ候コトニ候然ル処施政上ノ妨害ニモ相成ヘキトノ儀御不審ニ候ヘ共右ハ全ク行文字句上ノ疎漏ヨリ相生シ候訳ニテ決シテ素意ニハ無之候其他右書中御不審ノ廉ク御審問有之候ヘ共是又総テ將來ヲ想像スルノ意中ニテ認候義ニ有之候事

右之通相違不申上候以上

明治九年七月十八日

新居敦次郎 押印

大審院調

|      |      |
|------|------|
| 二等判事 | 玉乃世履 |
| 四等判事 | 青木信寅 |
| 五等判事 | 中島錫胤 |
| 五等判事 | 澤簡徳  |
| 六等判事 | 縣信緝  |
| 六等判事 | 荒木博臣 |

喚問明治九年一月十二日 名東県士族

一坂俊太郎

阿波自助社「通論書」事件裁判關係史料

滿二十年

一自分儀名東県下ニ於テ自助社設立ノ儀其順序等ハ元來発起人ニ無之候間委得心不申候得共一昨明治七年秋前後ノコトカト相考申候尤社中分レテ會議所ト法律講究所ト二所ト相成候テ自分ハ七年ノ冬頃會議所ニ加入致シ法律講究所ヘ出席致シ候ハ翌八月一月ニ有之候尔後八年二月ノ頃ニ至リ県地出立東京ヘ罷登リ候ヘ共右ハ別段社用ノ為メ出京致シ候儀ニ無之末タ少年ノコトニ候間文學修業致シ度且ハ及ハスナカラ天下ノ形勢モ洞察致シ度宿志ヨリ出京致シ候儀ニ有之候間滞在中ノ入用ハ別ニ社中ヨリ受ケ不申候然ル処八年四月十四日古今未曾有ノ勅詔被仰出就中汝衆庶トノ儀ハ無上無前ノ難有御旨意ニテ扑舞ニ堪ヘス何卒右ヲ同郷ノ面々ヘ演説致シ忠告警戒以テ俱ニ國家ノ公益ヲ相圖リ申度存シ即チ愛國ノ衷情ヨリ右從事ノ為メ且ハ當時帰県ノ用向モ有之旁以テ八年五月中旬頃新居敦次郎同伴ニテ東京出立八年六月上旬頃帰県致シ夫ヨリ新居敦次郎宅ニテ申談演説書ヲ作為致シ候得共其原稿ハ全ク新井敦次郎執筆ニテ自分ハ唯通篇中異存有之候得ハ討論又ハ添削ヲ施シ候迄ニ有之候尤右帰県ノ節井上高格ヘ面会致シ候ハ故サラニ右勅詔通諭ノ義ヲ申談候為メニ之レナク素ヨリ同郷人ニテ平素懇意ノ儀ニモ有之且高格住居ハ自分住居ト接近ノ場所ニテ屢往來懇信ノ際ニ付右勅詔ヲ拜読致シ候以來同郷人ヘ御旨意柄厚ク通諭致度トノ儀ハ毎々面会ノ節相話居候次第ニ付出立ニ臨ミ改テ施設方法等ヲ詳細相話シ候儀之レナク候且又右演説書ノ末ニ自助社ノ社名ヲ記載致シ候得共決テ社論ト申訳ニ無之是迄社中ノ事務ニ付一

体ニ協議ヲ遂ケスシテ直チニ社名ヲ下シ候コトモ原有之到底社中ノ慣習ニテ仕来リ候コト故乃チ右演説書モ自分始メ右ニ關係致シ候者ノミノ申談ニテ成リ候コトニ有之候随テ右演説書ヲ活版ニ付シ候ハ其節社長代理タル湯淺直通ニ申談シ同人担当取計候コトニテ大凡千部程モ出来夫ヨリ社員ヘ分与致シ候事ト被存候事右之通り相違不申上候以上

明治九年七月十八日

一坂俊太郎

判文上総テ異論ハ無之候ヘ共唯

勅語ニ漸次ニ国家立憲ノ政体ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ラント欲スト有ルヲ感戴ノ余リ 勅意ヲ敷衍シテ通曉ナラシメントシテ却テ妄言ニ涉リ大不敬ニ坐スル者ニシテ有心故造シテ施政上ノ妨害ヲ企ツルモノニ非レハ其罪畢竟過誤失錯ニ出ルト見込候ニ付除族ハ左袒仕兼候

国事犯第一号

刑事課 属

主任鈴木病氣ニ付代印 (調津)

院長代理

判事

裁判申渡書

東京第一大区十三小区浜町一丁目

一番地蜂須賀茂詔邸内寄留

名東県士族

其方儀明治八年四月十四日ノ勅詔ニ付自助社ニ於テ通諭書ヲ作為シ 県下人民ヘ分配候始末国事犯ト見込ミ候ニ付審判有之度旨明治八年 十二月四日大審院詰候事ヨリ求メヨリ大審院ニ於テ審糾シタル処 右通諭書ニ於テ自今ハ台湾征伐モ朝鮮征伐モ西洋諸国ト条約ヲ結フ モ外国ニテ金ヲ借ルコトモ人民ヘ税ヲ懸ケルモ学校モ邏卒モ法律ノ 輕重モ大藏省ノ勘定モ宮内省ノ御入目モ皆役人計リノ相談ノミニテ ハ決シテ取極ルコトヲ止メテ悉ク人民一体ノ見込存意ヲ聞クニ小区 会大区会県会国会ト順々ニ人民議院ヲ開カセテ此人民議院ニテ決議 シタルモノニ非サレハ決シテ役人ノ随意ニハ処置サセヌト云フ政体 ニ成サル思召ヨリ四月十四日ノ勅詔ヲ下シ玉ヒシナリ故ニ我々人民 ハ実ニ明治八年四月十四日ヨリ当然ノ人間ニ生レ更リタル如ク固有 敢為ノ氣象本分ノ權利ヲ取戻シタルモノニシテ向後ハ決シテ去年ノ 台湾征伐ノ様ナ大切ナ事ヲ政府計リノ思ヒ付ニテ軍ヲ起シテ黒汗カ ヒテ取メタ年貢金ヲ無暗ニ費シタリ又ハ若シ支那ト軍ヲセ子ハ成ラ ヌ様ニナルトモ何故ニ斯ク支那ト戰爭ヲセ子ハ成ラヌト云フ詔モ知 ラサル御同然ノ仲間中ヨリ徵兵ヲ驅リ立テ軍ヲサセル様ナ詔モ分ラ スコトハ成サラヌ又仮令ヒ税ヲ増サ子ハ日本ノ世帯力立タヌニモセ ヨ何ノ詔ヤラ説キ聞カセモセス押付箇間數ク取立ツルト云フ様ナ氣 候ナコトハ止ニシテ一年ノ出入勘定ヲ取極メ簡様ナ詔テ差引如何程 ノ不足ニ成カラ何卒夫レ文ケノ税額ヲ増シタト人民ヘ相談ノ上取極 メルナリトノ文ヲ掲ケ名東県下ニテ同郷ノ人民ニ通諭セン為メ湯淺

直通ト相謀リ右通諭書ヲ上板<sup>(まま)</sup>シテ之レヲ分与シタルハ全ク自己ノ妄想ヲ以テ皇国列聖ノ建設シ王ヒタル国体ヲ憚ラス施政上ノ妨害トナルヘキ条件ヲ流布セシ科即チ国事犯ニ係ルヲ以テ

二年申付ル者也

明治九年七月

大 審 院

(附箋)

禁獄二年ノ見込五人

除族ノ上懲役二年ノ見込五人

名東県土族

一坂 俊 太 郎

滿二十年

右 同 文

明治九年七月

大 審 院

名東県土族

湯 浅 直 通

三十八年三月

其方儀明治八年四月十四日ノ勅詔ニ付自助社ニ於テ通諭書ヲ作為シ県下人民ヘ分配候始末国事犯ト見込ミ候ニ付審判有之度旨明治八年十二月四日大審院詰検事ヨリ求メニヨリ大審院ニ於テ審糾シタル処右通諭書ニ於テ自今ハ台湾征伐モ朝鮮征伐モ西洋諸国ト条約ヲ結フモ外国テ金ヲ借ルコトモ人民ヘ税ヲ懸ケルモ学校モ邏卒モ法律ノ輕

阿波自助社「通諭書」事件裁判關係史料

重モ大藏省ノ勘定モ宮内省ノ御入目モ皆役人計リノ相談ノミニテハ決シテ取極ルコトヲ止メテ悉ク人民一体ノ見込存意ヲ聞クニ小区会大区会県国会会ト順々ニ人民議院ヲ開カセテ此人民議院ニテ決議シタルモノニ非サレハ決シテ役人ノ随意ニハ処置サセヌト云フ政体ニ成サル思召ヨリ四月十四日ノ勅詔ヲ下シ玉ヒシナリ故ニ我々人民ハ実ニ明治八年四月十四日ヨリ当然ノ人間ニ生レ更リタル如ク固有有敢為ノ氣象本分ノ權利ヲ取戻シタルモノニシテ向後ハ決シテ去年ノ台湾征伐ノ様ナ大切ナ事ヲ政府計リノ思ヒ付ニテ軍ヲ起シテ黒汗カヒテ取メタ年貢金ヲ無暗ニ費シタリ又ハ若シ支那ト軍ヲセ子ハ成ラヌ様ニナルトモ何故ニ斯ク支那ト戦争ヲセ子ハ成ラヌト云フ訳モ知ラサル御同然ノ仲間中ヨリ徵兵ヲ驅リ立テ軍ヲサセル様ナ訳モ分ラヌコトハ成サラス又仮令税ヲ増サ子ハ日本ノ世帯カ立タヌニモセヨ何ノ訳ヤラ説キ聞カセモセス押付ケ箇間數ク取立ツルト云フ様ナ氣促ナコトハ止ニシテ一年ノ出入勘定ヲ取極メケ様ナ訳テ差引如何程ノ不足ニ成カラ何卒夫レ丈ケノ税額ヲ増シタリト人民ヘ相談ノ上取極メルナリトノ文ヲ掲ケ名東県下ニテ同郷ノ人民ニ通諭セン為メ新居敦次郎一坂俊太郎カ作リタル通諭書ヲ上坂<sup>(まま)</sup>スルコトヲ右兩人ノ協議ニ同意シ之ヲ活版ニ附シ同郷人民ニ流布スルニ至ラシメシハ全ク自己ノ妄想ヲ以テ皇国列聖ノ建設シ玉ヒタル国体ヲ憚ラス施政上ノ妨害トナルヘキ条件ヲ流布スルコトニ共同セシ科即チ国事犯ニ係ルヲ以テ

二年申付ル者也

明治九年七月

大 審 院

一〇七 (一〇五九)

(附箋)

禁獄二年ノ見込五人  
除族ノ上懲役二年ノ見込五人

名東県士族

井上省藏父隠居

井上高格

四十五年二ヶ月

其方儀明治八年四月十四日ノ勅詔ニ付自助社ニ於テ通諭書ヲ作為シ  
県下人民へ分配候始末国事犯ト見込ミ候ニ付審判有之度旨明治八年  
十二月四日大審院詰検事ヨリ求メニヨリ大審院ニ於テ審糾シタル処  
右通諭書ニ於テ自今ハ台湾征伐モ朝鮮征伐モ西洋諸国ト条約ヲ結フ  
モ外国テ金ヲ借ルコトモ人民へ税ヲ懸ケルモ学校モ邏卒モ法律ノ輕  
重モ大藏省ノ勘定モ宮内省ノ御入目モ皆役人計リノ相談ノミニテハ  
決シテ取極ルコトヲ止メテ悉ク人民一体ノ見込存意ヲ聞クニ小区会  
大区会県会国会ト順々ニ人民議院ヲ開カセテ此人民議院ニテ決議シ  
タルモノニ非サレハ決シテ役人ノ随意ニハ処置サセヌト云フ政体ニ  
成サル思召ヨリ四月十四日ノ勅詔ヲ下シ玉ヒシナリ故ニ我々人民ハ  
實ニ明治八年四月十四日ヨリ当然ノ人間ニ生レ更リタル如ク固有敢  
為ノ氣象本分ノ權利ヲ取戻シタルモノニシテ向後ハ決シテ去年ノ台  
湾征伐ノ様ナ大切ナ事ヲ政府計リノ思ヒ付ニテ軍ヲ起シテ黒汗カヒ  
テ収メタ年貢金ヲ無暗ニ費シタリ又ハ若シ支那ト軍ヲセ<sup>(ま)</sup>バ成ラヌ

一〇八 (一〇六〇)

様ニナルトモ何故ニ斯ク支那ト戦争ヲセ<sup>(ま)</sup>バ成ラヌト云フ訳モ知ラ  
サル御同然ノ仲間中ヨリ徴兵ヲ驅リ立テ軍ヲサセル様ナ訳モ分ラヌ  
コトハ成サラス又假令ヒ税ヲ増サ<sup>(ま)</sup>バ日本ノ世帯カ立タヌニモセヨ  
何ノ訳ヤラ説キ聞カセモセス押付ケ箇間敷ク取立ツルト云フ様ナ氣  
俛ナコトハ止ニシテ一年ノ出入勘定ヲ取極メ箇様ナ訳テ差引如何程  
ノ不足ニ成カラ何卒夫レ丈ケノ税額ヲ増シタシト人民へ相談ノ上取  
極メルナリトノ文ヲ掲ケ名東県下ニテ同郷ノ人民ニ通諭セン為メ新  
居敦次郎一坂俊太郎カ作リタル通諭書ヲ上板スルコトヲ右兩人ヨリ  
湯淺直通へ協議シ之ヲ活版ニ附シ皇国列聖ノ建設シ玉ヒタル国体ヲ  
憚ラス施政上ノ妨害トナルヘキ条件ヲ同郷人民ニ流布セシ後明治八  
年七月下旬帰県ノ節右通諭書ヲ熟覽質問セシ上可然通諭ナリト同意  
シタルハ自助社々長ノ身分速ニ右ノ通諭書ヲ取り消スヘキ筋ナルニ  
其義ナク其俛ニ為シ置クノミナラス反テ自分受取りタル通諭書ヲ更  
ニ他人ニ伝播セシ科即チ国事犯ニ係ルヲ以テ 一年申付ル者也  
明治九年七月

大 審 院

(附箋)

禁獄一年ノ見込五人  
除族ノ上懲役一年ノ見込五人

天第七百五拾壹号

別紙名東県自助社一件処分方何書之儀差急候事件ニ付右書面ニ添候  
書類謄写難行届本書之假差出候間御指令之節ハ其俛御下ケ相成候様

御取計有之度尤御指令相成候上、速ニ謄写可差出候仍而此段申進置候也

明治九年八月十一日

司法大少丞

史官

御中

(附箋)

本文掛合ニ付別紙書類ハ返付

セリ 八月卅一日

天第八百六号

旧名東臬下自助社沓件処分何書去廿九日御指令相成然ル処最初伺出候節附屬之沓件書類ハ差急謄写難行届依テ本書之仮進達致置候儀ニテ既ニ其節モ申進置候通達ニ謄写之上可差出候条一応至急御下附相成候様御取計有之度此段及御依頼候也

明治九年八月三十一日

司法大少丞

史官

御中

天第八百参拾貳号

過日御指令相成候名東臬下自助社一件添書類謄写尙綴差進候間御落手有之度候也

明治九年九月八日

司法大少丞

阿波自助社「通論書」事件裁判關係史料

史官 御中

法制局第七十五号

明治九年八月廿六日

全廿九日来(幸田口)

大臣(岩倉)

法制官(村田)

参議(大久保)

卿輔

別紙司法省伺名東臬自助社一件処分之儀審査候処無余義儀ニ付伺之通御聽許相成可然哉御指令案取調仰高裁候也

御指令案

伺之通

明治九年八月廿九日

㊦

(C) (明治九年九月十六日・郵便報知新聞所載

の裁判言渡書)

九月十三日大審院裁判申渡書

東京第一大区十三小区浜町一丁目一番地

蜂須賀茂詔邸内寄留

高知県土族

新居敦次郎

其方儀明治八年四月十四日ノ詔書ニ付一己ノ妄想ヲ以テ私ニ通論書ヲ作為出版流布ニ及フ段国体ヲ憚ラス施政上ノ妨害ニ至ル可キ事

一〇九 (一〇六一)

ヲ釀セシ科ニ依リ禁獄二年可申付ノ処明治九年七月十八日口供審結ノ日ヨリ起算シ滞獄三十日以外廿七日ヲ過タルヲ以テ禁獄一年三百三十八日申付ル者也

明治八年十二月十二日東京裁判所検事局へ自首スト雖モ既ニ其通諭書ヲ流布セシ以上ハ消滅スルヘカラサルヲ以テ首免ヲ与フルノ限ニ非ス

前同文言

高知県士族

一坂俊太郎

高知県士族

湯浅直通

其方儀明治八年四月十四日ノ詔書ニ付新居敦次郎一坂俊太郎兩人ノ妄想ヲ以テ私ニ通諭書ヲ作為シタルニ協同シ出版流布ニ及フ段國體ヲ憚カラス施政上ノ妨害ニ至ル可キ事ヲ釀セシ科ニ依リ禁獄二年可申付ノ処明治九年七月十八日口供審決ノ日ヨリ起算シ滞獄三十日以外廿七日ヲ過ルヲ以テ禁獄一年三百三十八日申付ル者也

高知県士族

井上省藏父隠居

井上高格

同前文 禁獄一年可申付ノ処明治九年七月十八日口供審決ノ日ヨリ起算シ滞獄三十日以外廿七日ヲ過ルヲ以テ禁獄三百三十八日申付ル者也

(六月二日稿)